

(総括)

第1条 本協会は、綾瀬写真協会と称する。

第2条 本協会の本部は、協会長宅に、事務局は事務局長宅に置く。

(目的)

第3条 本協会は、綾瀬市において写真文化の浸透を図る事を目的としその活動を通じて綾瀬市の地域活性化に貢献する。

また、一般の写真愛好家および協会のスキルとモチベーションの向上を図ることを目的とする。なお構成はこの目的に賛同される方をもって組織する。

(活動)

第4条 本協会は、目的にそって次の様な事業を運営委員会において適宜決議しその活動を行う。

- (1) テーマを定めて年に1回または2回、一般の写真愛好家および協会からの公募による写真展の実施。
いきいき祭り写真展、イルミネーション写真展、綾瀬の風景写真展など。
- (2) 綾瀬市文化芸術祭への参加。
- (3) 一般市民に対する写真撮影会とその作品展示会の実施。
- (4) 協会員に対する写真撮影技術研修の実施。
- (5) 協会員に対する写真撮影ロケーションの事例紹介。
- (6) 協会員による写真展の実施。

第5条 表彰制度

写真愛好家のモチベーションを向上させる方法として表彰制度について運営委員会で議論し決議する。

(協会員)

第6条

- (1) 本協会に入会を希望する者は、写真に興味を持ち、且つ会則を順守し、協会の運営を妨げない者とし、所定の入会申込書にて事務局宛に申し込む。
- (2) 協会員は、定められた会費を納入しなくてはならない。
- (3) 協会員は、次の理由がある時は、その資格を喪失する。
 - イ、本人が脱会を希望した場合。
 - ロ、指定期日までに会費を納入しない場合。
- (4) いかなる場合も会費の返納はしない。

(運営委員)

第7条 本協会は、協会員の中から10名の運営委員を互選により選出する。

運営委員は、協会の運営にあたる。

また運営委員の中から次の役員を互選により選出する。

- | | |
|----------|----|
| (1) 協会長 | 1名 |
| (2) 副協会長 | 1名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 会計監査 | 1名 |
| (6) 運営委員 | 5名 |

第8条 運営委員の任期は会計年度と合わせ1年とし、再任は3年までとするが、運営委員会で協議し、再任は妨げない。

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 協会長は、協会の事業の方針とそれに沿った予算を作成し運営委員で審議する。
また協会の運営を統括し協会を代表する。
- (2) 副協会長は、協会長を補佐し、協会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、協会の事務業務を統括する。
- (4) 会計は、本協会の出納その他の会計事務を掌る。会計監査との兼務は不可。
- (5) 会計監査は、会計を監査し必要があれば是正勧告を行う。会計との兼務は不可。
- (6) 運営委員は、協会の運営の全般を補佐する。

(会議)

第10条 本協会の会議は、総会及び運営委員会とし、協会長が招集する。

- (1) 総会は、年に1回開催する。年度の初めは、新年度の体制、事業の計画及び予算等を会員に説明し了解を得る。
- (2) 通年中は、必要に応じて臨時総会を開催する。
- (3) 運営委員会は、年度末に事業及び予算実績を審議し、新年度の体制、事業計画及び予算を審議し決議する。また適宜、事業の実施前の段取り、想定外の問題に対し審議し決議する。

(会費)

第11条 本協会の会費は、年会費3000円と定め、1年分を前納とする。

途中入会者は、年会費を月割りにして（月割りは300円/月とする）

年度末3月迄の分を前納する。

(会計年度)

第12条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。会計担当は年度終了後すみやかに会計監査を受け会計報告を行う。

(経費)

第 13 条 本協会の活動に必要な経費は、運営委員会で承認された範囲とし、全て会費から充当する。想定外の経費が発生する場合は、事前に運営委員会で決議する。

(顧問)

第 14 条 本協会の運営において適切な助言を得るために若干名を置く事とする。その人選は、運営委員会で議論し決議する。

(その他の事項)

第 15 条 この会則に定める事その他、本協会の事業、運営に必要な事項は、運営委員会において決議する。

第 16 条 弔慰金は会員にのみ 5000 円とする。

付則

この会則は、平成 23 年 10 月 22 日に制定され、同日から施行する。

制定 平成 23 年 10 月 22 日

平成 24 年 6 月 24 日 第 3 条 改定

々 第 6 条(1)改定

平成 28 年 9 月 25 日 第 7 条(1)改定 (6)追加

々 第 8 条改定

々 第 9 条(6)追加

々 第 11 条改定

々 第 16 条追加